

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回御宿町地域公共交通活性化協議会		
開催日時	令和5年3月23日(木) 14時00分 開会 14時30分 閉会		
開催場所	御宿町役場 1階保健センター 健康診査室		
会長氏名	御宿町長 石田義廣		
出席者氏名 (8名)	・御宿町長	石田 義廣	委員
	・小湊鉄道株式会社バス部部长	深山 宏樹	委員
		(代理) 杉山 茂 様	
	・住民又は利用者の代表	堀川 賢治	委員
	・国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局首席運輸企画専門官	平田 伸一	委員
		(代理) 山口 凌平	様
	・夷隅土木事務所長	堀越 宏喜	委員
		(代理) 細川 寿光	様
	・いすみ警察署交通課長	坂井 陽一	委員
	・千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長	渡邊 彰	委員
		(代理) 山下 真毅	様
	・一般社団法人千葉県タクシー協会理事	松本 眞	委員
欠席者氏名 (3名)	・小湊鉄道労働組合書記長	清水 崇志	委員
	・一般社団法人千葉県バス協会専務理事	成田 斉	委員
	・JR東日本旅客鉄道株式会社勝浦駅長	小口 宗昭	委員
事務局氏名	御宿町企画財政課	課長 金井 亜紀子 課長補佐 柴原 進一 主査 高倉 由和 主事 長谷 真子	
会 議 次 第	1. 開会 2. 会長あいさつ (1) 書面会議の結果報告について 3. 議題 (1) 御宿町地域公共交通活性化協議会設置規約について (2) 副会長、監査委員の選任について (3) 御宿町地域公共交通活性化協議会について 4. その他 5. 閉会		

<議事要旨>

事務局（柴原）

それでは、御宿町地域公共交通活性化協議会を開催します。

地域公共交通会議でもご説明しましたが、これまで地域公共交通会議でご協議いただいていた内容も引き続き本協議会でご協議いただくということとなります。委員の皆様には引き続きよろしくお願いいたします。

規約第6条により会長は御宿町長となっています。

はじめに、会議に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

石田会長

本日は年度末の大変お忙しいなか、御宿町地域公共交通活性化協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、地域公共交通において交通サービスを維持・継続していくことは、住民の暮らしを支える上で非常に重要な施策の1つであると考えております。

本日、第1回法定協議会を開催し、「地域公共交通計画」の策定に向け協議を進めていくわけですが、まちづくりと連携した地域交通のあり方の検討や地域にある多様な輸送資源の活用方法など、いまある地域資源を効果的に連携させて、御宿の地域交通のデザインを交通事業者の皆さんとともに作り上げていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上

事務局（柴原）

ありがとうございました。それでは、議題に移ります。

ここからは会長が議長となっておりますので、よろしくお願いいたします。

石田会長

それでは、議題に入ります。

議題第1号 御宿町地域公共交通活性化協議会設置規約についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷）

御宿町地域公共交通活性化協議会設置規約についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

第1条は規約設置について定めております。（全文読み上げ）

第2条は協議会事務所について、第3条は協議事項7項目をあげています。この7項目につきましては、地域公共交通会議で協議してきた乗合運行エビアミー号や改善計画などに加え、公共交通計画の策定に関する協議事項を追加しています。

第4条は、協議会の委員についてで、こちらは地域公共交通会議の委員構成と変更はございません。

第5条は委員の任期について、第6条は会長、副会長の事項について、第7条以降は、会議の運営についての記載からはじまり、協議結果の尊重義務、分科会の設置、事務局設置、経費負担、監査委員、委員報償等、協議会の運営に必要な事項について定めています。

委員の任期については第5条にかかわらず、令和6年3月31日までとします。

以上で説明を終わります。

石田会長

ありがとうございました。ご意見等ございますか？

特にないようです。

続きまして、議題第2号 副会長、監査委員の選任についてです。規約第6条に副会長は委員の中から会長が指名することになっています。

副会長については、地域公共交通会議において副会長であった千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長の渡邊様に引き続きお願いしたいと思います。

本日、山下様に代理でご出席いただいておりますが、いかがでしょうか？

(山下様 承諾)

ありがとうございます。それでは、副会長は千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長の渡邊様にお願いします。よろしくをお願いします。

続きまして、監査委員でございますが、規約第12条で監査委員を2名置くことになっており、会長が指名することになっております。

監査委員については、住民代表の堀川様と夷隅土木事務所所長の堀越様にお願いしたいと思います。

はじめに、堀川様いかがでしょうか？

(堀越様 承諾)

続きまして、夷隅土木事務所所長の代理でご出席いただいております細川様いかがですか？

(細川様 承諾)

ありがとうございます。

それでは、監査委員は、住民代表の堀川様と夷隅土木事務所所長の堀越様にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

本日、代理出席の方もいらっしゃいますので、代表して堀川さんから一言ご挨拶をお願いします。

堀川委員

ただ今、会長より監査委員の指名をいただきました。この会の事務の執行について、監査委員の使命に努めたいと思います。皆様よろしくお願ひいたします。

石田会長

ありがとうございました。

次に議題3にうつります。御宿町地域公共交通活性化協議会について ①～⑥までございますので、1つずつご説明をお願いします。

はじめに①御宿町地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷）

①御宿町地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）について資料2をご覧ください

さい。

令和5年度は4回の会議の開催を予定しています。これは、地域公共交通計画の策定を予定していることによるもので、1回目が6月、2回目が10月、3回目が12月、4回目が来年の2月となっております。開催時期、また議題については予定となっておりますので、事業の進捗により変更となる場合がございます。

議題内容は、先ほど規約で説明させていただいた協議事項と同様になりますが、例年協議を行ってきた地域公共交通確保維持改善計画の合意についてや事業評価に加えて、地域公共交通計画の策定についての議題の追加を予定しております。

以上で説明を終わります。

石田会長

ありがとうございました。なにかご質問等ございませんか？

特にないようですので、次に移ります。

②御宿町地域公共交通活性化協議会 収支予算書（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷）

②御宿町地域公共交通活性化協議会 収支予算書（案）について資料3をご覧ください。

まず、歳入についてですが、令和5年度については地域公共交通計画の策定に係る経費として国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用することとし、補助率である1/2を国から、残り部分は町からの補助金を活用することとしております。そのため、業務委託料の1/2である3,817,000円を国と町からそれぞれ補助金を計上しています。

次に、歳出についてですが、地域公共交通計画の策定に係る業務委託料の見積額として7,634,000円を計上しています。

以上で説明を終わります。

石田会長

ありがとうございました。なにかご質問等ございませんか？

堀川委員

予算については全て委託料ということではよろしいでしょうか？

事務局（長谷）

ご承知いただいているとおり、予算については来年度の計画策定に係る委託料のみとなっております。

石田会長

他にございますか？ないようでございますので、次に移ります。

③地域公共交通計画の策定について事務局から説明をお願いします。

事務局 柴原)

③地域公共交通計画の策定について資料4をご覧ください。

地域公共交通計画とは、地域にとって望ましい運送サービスの姿を明らかにする計画で、従来のバスやタクシーといった既存のサービスを最大限活用した上で、多様な輸送サービス・資源を活用し、持続可能な運送サービスの提供を確保することを目的に策定するものです。

計画には、取組みの方向性や対象区域、目標、達成状況などを記載し、期間は令和6年度から10年度までの5年間としました。

3ページ策定スケジュールですが、表上段のとおり本日の協議会を経て、4月に計画策定に係る業者選定の事務を進め、5月には事業者を決定したいと考えています。

6月には計画策定に係る業者選定の報告とデマンドに係る事務手続きの承認を、10月には、計画策定に係る進捗報告を、12月には、計画(案)についての協議調整とデマンドの実績・評価についてを、そして、来年2月には、計画を決定したいと考えています。

以上で説明を終わります。

石田会長

ありがとうございました。 なにかご質問等ございませんか？

特にないようですので、次に移ります。

④地域公共交通計画策定業務仕様書(案)について事務局から説明をお願いします。

事務局(高倉)

それでは続きまして、④地域公共交通計画策定業務仕様書(案)についてご説明いたします。

資料5をご覧ください。

こちらは、地域公共交通計画の策定にあたり、プロポーザルにて業者を選定していきますが、その際に指名業者がプレゼンを行うための、本協議会が示す最低限の仕様を指名業者に示していくものとなります。

1ページ目ですが、1～3番で、業務名、業務目的、計画期間、業務期間を示し、4番で業務内容を示しています。

業務内容といたしましては、(1)現状把握及び地域特性の整理、(2)ワークショップの開催、(3)旅行者等に対するアンケート、(4)公共交通の利用者に対するアンケート調査、(5)公共交通事業者へのヒアリング調査、(6)会議運営支援等、(7)地域公共交通計画の骨子案・素案の作成、(8)計画書のデザイン・編集等でございます。

4ページをご覧ください。4ページには、5番として、各種報告書及び計画書、関連資料における成果品の納入方法について、また、6番としてその他注意事項を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

石田会長

ありがとうございました。 なにかご質問等ございませんか？

特にないようですので、次に移ります。

⑤地域公共交通計画策定業務プロポーザル実施要領（案）について事務局から説明をお願いします

事務局（高倉）

それでは続きまして、⑤地域公共交通計画策定業務プロポーザル実施要領（案）についてご説明いたします。

資料6をご覧ください。

こちらは、指名型プロポーザル実施要領（案）ということで、本日追加資料としてお配りしました、指名業者に仕様書と併せて送付するもので、プロポーザルに参加するにあたってのスケジュールやプレゼンテーションの審査方法、そのほか注意事項を示したものでございます。

1ページをご覧ください。1ページには、第1として業務目的を、第2として業務概要をお示ししております。

続いて2ページから4ページには、第3として企画提案に係る事項を記載しております。

1の（1）プロポーザルのスケジュールとしましては、指名業者への通知を3月24日に、質問受付期間を4月7日までに、質問に対する回答期日を4月12日に、企画提案書の提出期限を4月19日までに、審査会実施日を予定ではございますが4月27日に、その後、審査結果通知および業務委託契約締結を5月10日に行う流れとしております。

続いて、1の（2）には実施要領等に関する質問受付方法を、（3）には質問に対する回答方法、（4）には企画提案書の提出方法、3ページに移り、（5）には企画提案の参加に際しての注意事項をそれぞれ記載しております。

4ページ中段からは、第4として審査に係る事項をお示ししております。

1つめとして、審査方法、審査項目及び評価基準を、2つ目として審査会についてを、

5ページに移り、3つ目として、審査及び最優先候補事業者の選定方法を、4つ目として、審査結果の通知方法をそれぞれお示ししております。

続いて、第5として契約の締結を、第6として業務の適正な実施に関する事項を、6ページに移り、第7として業務の継続が困難となった場合の措置についてそれぞれ記載し、8ページ、9ページで本プロポーザルにかかる様式を提示しております。

以上で実施要領（案）についての説明は終わりますが、併せて、本日お配りいたしました、追加資料、指名業者（案）についてご説明させていただきます。

追加資料「指名業者（案）」をご覧ください。

まず、指名事業者数については、「御宿町建設工事等指名業者選定基準」に準じ、設計額が1,000万円未満であることから、6社を選定しました。

続いて、指名事業者は、過去に公共団体等における地域公共交通計画策定業務等の実績があり、かつ、より地域の実情に熟知した業者を選定したく、これまでの地域公共交通計画策定業務等を関東地域の市区町村から受託している業者に絞り選定しました。

なお、指名業者については、平等に審査を行う観点から、協議会外には公開せず、また、本資料は、本日の協議会終了時に回収させていただきますので、持ち

帰らず机の上に置いてお帰りくださいますよう、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

石田会長

ありがとうございました。 なにかご質問等ございませんか？

特にないようですので、次にうつります。

⑥地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会設置要領（案）について、事務局から説明をお願いします

事務局（高倉）

それでは続きまして、⑥地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会設置要領（案）についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。

こちらは、プロポーザルにおける指名事業者のプレゼンテーションを審査するための組織及び評価基準を定めたものでございます。

第1条に本選定委員会の目的を、第2条に所用事務を、第3条に組織を、第4条に委員長及び副委員長を、第5条に任期を、第6条に会議方法を、第7条に庶務を、第8条に委任をそれぞれお示ししております。

裏面ですが、別紙として審査会における評価基準を、別表として選定委員会の組織をそれぞれお示ししております。

本選定委員会は、協議会の会長及び副会長、監査委員の2名、事務局長の計5名で組織し、4月27日に予定しているプレゼンテーションの審査会にご出席していただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

石田会長

ありがとうございました。 なにかご質問等ございませんか？ ご質問等はないようです。それでは、議題についてはすべてご承認いただきました。ありがとうございます。

続きまして、4.その他にうつります。事務局から何かありますか？

事務局（長谷）

事務局より1点ございます。報償等の支払いについてですが、代理出席により支払先が異なる方につきましては、必要書類を置かせていただきましたので、ご提出くださいますようお願いいたします。以上です。

石田会長

ありがとうございました。 それでは以上で協議会を終了します。

お疲れ様でした。